

春日井市地域包括支援センター運営実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）において実施する運営について必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第 2 条 市長は、支援センターの運営を、老人福祉法（昭和 38 年法律第 123 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターの設置者その他市長が認める者に委託することができる。

(事業内容)

第 3 条 支援センターは、次に定める事業（以下単に「事業」という。）を行うものとする。

(1) 総合相談支援事業

ア 地域の高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。

イ 市及び各種の保健・福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法に関する情報の提供並びに積極的な利用についての啓発を行うこと。

ウ 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応じること。

エ 地域の高齢者又はその家族等に対する在宅介護の方法等についての指導及び助言を行うこと。

オ 地域の高齢者又はその家族等の保健・福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、保健・福祉サービスの適用の調整を行うこと。

(2) 権利擁護事業

ア 高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行えるよう支援すること。

イ 成年後見制度の円滑な利用ができるよう支援すること。

ウ 虐待及び支援困難事例等への対応を行うこと。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

ア 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。

イ 介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定すること。

ウ 介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、介護サービス計画の作成の指導を行うこと。

エ 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関との連携を図り、指導助言等を行うこと。

オ 地域ケアシステムの実現に向けて、地域に共通する課題を発見・把握するために、個別ケースの分析を積み重ね、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を実施する。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

ア 自立支援のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上のため、二次予防事業対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者をいう。）に対し、介護予防ケアマネジメントを行うこと。

イ 高齢者等を対象とする介護予防教室を開催すること。

(5) 家族介護者交流会

介護に対する精神的な不安や孤立感を取り除き、介護から解放されることで介護者が気分転換できる環境をつくり、介護に対する悩みや思いを共有できる関係づくりの機会を提供する。

(6) 指定介護予防支援事業

要支援認定を受けた利用申込者に対し、介護予防サービス計画を作成し、計画の達成状況について評価を行うこと。

(対象者)

第 4 条 支援センターを利用することができる者は、市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族等とする。

(職員の配置)

第5条 第2条の規定により市長が事業を委託した者（以下「事業受託者」という。）は、支援センターに次に掲げる職種の常勤及び専任の職員を1名以上置くものとする。ただし、委託者が準ずると認めたものを配置することができる。

- (1) 社会福祉士
- (2) 保健師又は地域ケア若しくは地域保健の経験のある看護師
- (3) 主任介護支援専門員

2 前項に定める職種が配置されている場合は、それ以外の者を置くことができる。

（秘密保持）

第6条 市長は、事業受託者が事業を実施するに当たっては、利用者及びその家族の個人情報の保護について、支援センターを指導するものとする。

（相談協力員）

第7条 市長は、支援センターの活動の実態を踏まえて、春日井市地域包括支援センター相談協力員（以下「相談協力員」という。）を置く。

2 相談協力員は、民生委員、老人クラブ、婦人会等の役員及び介護する家族等と接触する機会が多い商店、薬局、郵便局等に勤務する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談協力員は、支援センターと連携して次の業務を行うものとする。

- (1) 高齢者等及びその家族等に対し、各種の保健・福祉サービスの情報の提供を行うこと。
- (2) 支援センターが行う事業に対して協力し、事業の円滑なる推進に資すること。

（報告、調査等）

第8条 事業受託者は、市長に対し相談内容、処理状況等について、月1回以上定期的な事業の実施状況の報告をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、支援センターの適性かつ積極的な運営を確保するため、随時、事業の実施状況の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

（料金）

第9条 支援センターを利用する料金は、無料とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 春日井市在宅介護支援センター運営事業実施要綱(平成8年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。